

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（東京都人事委員会勧告特集号） 2025年10月20日 NO.756

東京都人事委員会が給与等の勧告を出す 3 4年ぶりの3%超え 4年連続引き上げ改定

東京都人事委員会は、10月17日、例月給を3.24%、特別給を0.05カ月それぞれ引き上げる勧告を行いました。例月給の引き上げが3%を超えるのは、1991年以来34年ぶりです。

例月給の公民較差13,580円（3.24%）解消のため（若年層に重点、全級全号給に配分）引き上げ

公民較差解消のため、給料表を職級によりメリハリをつけた上で、全級全号給引き上げ改定。人材確保の観点から、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層に重点。

民間従業員432,157円 都職員418,577円 公民較差13,580円

初任給 I類B +16,500円（225,500円→242,000円）

II類 +14,100円（199,700円→213,800円）

III類 +12,300円（188,000円→200,300円）

特別給0.05月分引き上げ 4.85月 ⇒4.90月（期末手当と勤勉手当に配分）

引き上げは、期末手当及び勤勉手当で実施。

民間支給割合4.90月 都職員支給月数4.85月 差0.05月

実施時期 給料表の引上げは、2025年4月に遡及、特別給の引き上げは、2025年12月支給の期末・勤勉手当から実施。

給与制度の改正

1. 管理職の給与のアップデート
2. 人材確保に資する処遇の改善
 - ・住居手当の見直し
27歳までの職員に対する支給金額を3万円に引き上げ
 - ・初任給決定における経験加算の見直し
3. その他の手当について
 - ・通勤手当 距離区分の見直し、支給金額の引き上げ、駐車場等の利用に対する手当の新設について、適切に検討
 - ・特地勤務手当について、適切に検討
 - ・職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

教員の給与の見直しと長時間労働の是正 「選ばれる都庁」「選ばれる学校」のためには、教職員の大幅な待遇改善が必要です

本年、教員の処遇改善を盛り込んだ法改正が行われたことを踏まえ、都として教員給与について適切な対応を行う必要

1. 教職調整額の引き上げ
法改正に基づき、教職調整額を現行の給料月額4%から10%まで引き上げ。令和8年1月から毎年1%ずつ段階的に引き上げ、令和13年1月に10%とする。
2. 教育管理職に対する加算措置
3. 学校教育法改正による新たな職への対応
法改正により新設された主務教諭との職の位置付けや給料表における級の適用等について整理する必要
4. 義務教育等教員特別手当の見直し
国における義務教育等教員特別手当の見直しに伴う学校担任に対する加算等の措置については、都における厳しい教員採用の実態を踏まえ、適切な対応を検討する必要

教員の長時間労働について

「教員については、本年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、別紙第1のとおり教職調整額の見直し等が行われるとともに、教員の時間外在校等時間を令和11年までに月平均30時間程度まで削減することが政府目標として附則に明記され、学校の働き方改革が一層進められることになった。東京都教育委員会においては、今まで以上に実効性の高い対策を講じて、計画的に教員の長時間労働の改善を進めていくことを期待する。」と記述。

東学の見解

1. 4年連続で、例月給と特別給の引き上げ勧告がなされとことは、2025春闘の結果や組合員の要求に一定程度応えたものといえる。
2. 初任給を大幅に引き上げた（16,500円等）ものの、若年層と中高年層の引き上げ額の差が相変わらず大きい。1級と2級の最高号給付近では、4,000円と4,400の引き上げ額にとどまっている。
3. 全世代で改訂がなされたものの、給与改定のフラット化が進められている。
4. 住居手当の引き上げは、歓迎する。しかし、住居に困っているのは27歳や35歳までの若年層だけではない。支給金額の増額や対象範囲の拡大が望まれる。
5. 「人事院が進める65歳定年を見据えた給与水準の在り方や給与カーブの在り方の検討状況を注視し、都における定年引上げ等に伴う任用形態の変化や民間における高齢層の給与の状況等を継続的に把握し、給与制度の在り方について研究・検討」とあることに注目しています。60歳前後の高齢層の給与水準引き下げとらないか、警戒が必要です。
6. 教員の働き方改革については、東京都教育委員会の取り組みに「期待する」と述べるだけで、人事委員会として積極的に改善していこうという意気込みが感じられない。